

競争政策シンポジウム「競争政策はどう変わるべきか」新たな競争政策の設計を目指して」

竹島委員長 開会あいさつ

平成十五年十一月二十日（木）九時

皆様おはようございます。公正取引委員会委員長の竹島でございます。本日はお忙しい中、公正取引委員会・競争政策研究センター、内閣府・経済社会総合研究所及び日本経済新聞社の共催による競争政策シンポジウムにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、欧州委員会のマリオ・モンティ競争政策担当委員を始めとして、

御多忙中にも関わらず本日のシンポジウムへの参加を御快諾くださった内外の専門家の皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。

さて、民間の活力を活かした我が国経済の再生が急務となっている現在、独占禁止法の運用を中心とした競争政策の重要性が各方面から指摘されており、公正取引委員会の活動に対する国民の皆様の期待も非常に大きなものとなっております。小泉総理は「改革なくして成長なし」と繰り返し述べておられますが、今特に求められているのは、市場を通じた改革であり、市場における競争を通じてこそ企業が成長でき、その結果として経済成長があるということです。このことからすれば、「競争なくして成長なし」と言い換えることができるものと、私は確信しております。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会では、①迅速かつ実効性のあ
る法運用、②競争環境の積極的な創造、そして③公正な競争ルールの徹底
という三本の柱を立てて、具体的な取組みを進めているところであります
が、各柱の中身となる施策を実施するに当たっては、公正取引委員会の体
制強化を中心とした競争政策運営基盤の強化が必要不可欠です。本年六月
に、「競争政策研究センター」を発足させ、一橋大学経済研究所の鈴木興
太郎教授を所長としてお迎えしたのも、このような考え方に基づくもので
あります。

「競争政策研究センター」は、公正取引委員会職員と経済学・法学の学
識経験者が協働して研究を行うことにより、競争政策分野での理論的研究
や実証的分析を強化し、当委員会の知的基盤の充実や説明責任遂行能力の

向上を図るとともに、より中長期的観点から競争政策の企画立案等に資することを目的としております。特に、近年、独占禁止法の制度設計や法執行に当たって、経済学的な分析の成果を取り入れる必要性はますます高まっているとされており、競争政策研究センターの活動が、公正取引委員会におけるそのような取組みの中心となるべきものと考えております。

私どもが競争政策研究センターに期待するもう一つの重要な役割は、我が国競争政策に対する国内外の支持基盤を強固なものとするため、競争政策に関して産業界、学界や内外の関係機関との情報交流の拠点となること、そしてそのような活動の成果を積極的に広く世の中に発信していくことです。本日のシンポジウムは、公正取引委員会における競争政策研究センターの発足を記念し、欧州委員会のマリオ・モンティ委員をはじめ、

欧米競争当局や内外の学界から、それぞれ第一線で御活躍されている有識者の方々をお迎えして開催するものでありますが、これは同時に、競争政策研究センターによる国内外に向けた情報発信活動の第一歩となるものです。

さて、我が国独占禁止法は、一九四七年に制定され、一九七七年に大幅な強化改正が行われた後四半世紀が過ぎておりますが、この間、我が国の経済・社会構造は大きく変化してきており、我が国における競争政策に期待される役割や海外諸国の競争政策への取組みにも変化がみられているところです。

我が国において、独占禁止法違反行為が繰り返される事例が多くみられることからすれば、現在の独占禁止法の措置体系が違反行為に対する

抑止力という面で不十分であることは否めません。また、独占禁止法の措置体系の抑止力、執行力を十分に強化することが、我が国市場を海外諸国からも評価されるオープンな市場としていく上でも不可欠であると思います。さらに、独占・寡占的市場構造の下で競争が有効に機能しない場合、特に、公益事業やＩＴなどの分野において、いわゆる不可欠施設や、強いネットワーク外部性を有するデファクト・スタンダードなどの存在を背景とした新規参入阻害行為が行われている際に、これらに対して迅速かつ効果的に対処する必要性も指摘されております。

公正取引委員会では、独占禁止法を巡るこれらの今日的な課題について議論を深めるため、昨年十月、外部有識者からなる研究会を設置しました。その後、一年間、延べ十七回にわたる精力的な検討を経て、このたび、

十月二十八日に同研究会の報告書が取りまとめられ、公表に至ったところ
であります。

この報告書においては、措置体系については、課徴金の算定率の引上げ
及び対象行為の拡大、措置減免制度、いわゆるリーニエンシー制度の導入、
犯則調査権限の導入等、広範な事項について提言がなされており、また、
独占・寡占市場における規制の在り方の見直しについても、不可欠施設や
デファクト・スタンダード等の存在を背景とする参入阻止行為への迅速、
効果的な対処を可能とする方策について提言がなされております。現在、
公正取引委員会では、この研究会報告書に対するパブリックコメントを募
集しており、今後、経済団体、消費者団体等、関係各方面にも十分に御説
明し、議論や意見を伺った上で、次期通常国会に独占禁止法改正法案を

提出することを目指して、作業を進めております。

このような状況を踏まえますと、本日のシンポジウムは、極めて時宜を得たものであると申せましょう。本日のシンポジウムでは、競争の本質や競争政策の国際的動向についての基調講演のほか、「規制改革と競争政策の役割（パネル1）」、「国際事業活動と競争政策（パネル2）」、そして「技術革新と競争政策（パネル3）」と二つのパネルディスカッションを設定しておりますが、いずれのテーマも今回の独占禁止法の見直しと深く関連するテーマばかりであります。

私は、本日、内外からお集まりいただいた有識者の方々により、諸外国における経験や学問的見地にに基づき、広範かつ活発な議論が展開される

ことを期待しております。そして公正取引委員会といたしましても、そのような活発な議論を今後の政策展開に活かしてまいりたいと思います。

最後に、お忙しい中朝早くからこの会場にお集まりいただいた皆様に、今一度心から御礼申し上げますとともに、本日は是非、壇上での活発な議論に積極的に御参加いただき、そして、競争政策の今後の展開により一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。